

令和 2 年 3 月 1 日

保護者の皆様へ

深谷市教育委員会

臨時休業中における児童の学校での預かりについて

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、3月3日から3月26日までの間、臨時休業にすることについては、ご案内したところでございますが、どうしても仕事を休めないなど、ご家族で対応できない日については、下記のとおり学校でお子さんを預かりますのでご相談ください。

記

- 1 対 象 小学校1，2，3学年の児童及び特別支援学級在籍児童の希望者
※以下の①～③の条件にすべて当てはまる場合
①保護者等がどうしても仕事を休めない場合
②他の施設で受け入れることができない場合
③子供だけで過ごすことができない場合
- 2 日 程 3月3日（火）から3月26日（木）までの平日
- 3 時 間 8：30から14：30まで
- 4 持ち物 （1）学習用具
（2）弁当
（3）その他学校から指定されたもの
- 5 登下校 原則として保護者の送迎をお願いします。
- 6 申込み 直接学校へご相談の上、学校から「預かり申込書」を受け取り、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

立志と忠恕の深谷教育

～ ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる ～



学校教育課 関根 正雄

電話 572-9578

FAX 574-1744